

答申第 1123 号

諮問第 1784 号

件名：行政文書ファイル管理簿の登録が令和 2 年土地対策会議等に関する意見  
回答の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 12 月 6 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 行政文書開示請求の受付

令和 5 年 12 月 6 日、請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）に来庁し、行政文書開示請求書を記入の上、提出したため、処分庁は、これを受け付けた。

最終的には、当該開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載は

##### ①行政文書ファイル管理簿の登録が

令和 5 年 運転免許証更新申請書（証紙付）（4 月 1 日～4 月 10 日）

令和 2 年 土地対策会議等に関する意見回答

平成 31 年 臨時適性検査関係書類

##### ②稲沢署の署員数の変化がわかるもの

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

である（以下、この行政文書開示請求「令和 2 年 土地対策会議等に関

する意見回答」について「本件開示請求」という。))。

#### イ 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、稲沢警察署情報公開窓口備付けの令和5年6月版行政文書ファイル管理簿（以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。）を調査したところ、本件開示請求の行政文書ファイルは登録されておらず、また、行政文書の保存等を行うための総合文書管理システム上においても本件開示請求のファイル名で登録された行政文書ファイルは存在しないことを確認した。

#### ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイル自体が存在せず、よって、対象となる行政文書についても存在しないことから、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、それぞれ処理済み又は処理中である。

#### (2) 請求人の主張の不当性

請求人は、行政文書ファイル管理簿に登録されていて、文書が不存在的なのは不合理である旨主張している。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイルは、そもそも稲沢警察署ファイル管理簿には登録されておらず、また、総合文書管理システム上においても登録されていないことから、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

したがって、本件処分に誤りはなく、請求人の主張は不当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が令和2年土地対策会議等に関する意見回答という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署ファイル管理簿には、令和2年土地対策会議等に関する意見回答という名称の行政文書ファイルは掲載されておらず、また、総合文書管理システム上においても当該行政文書ファイルは登録されていないことから本件請求対象文書は存在しないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿

を確認したところ、令和3年から令和5年までの土地対策会議等に関する意見回答という名称の行政文書ファイルは登載されていたが、令和2年土地対策会議等に関する意見回答という名称の行政文書ファイルは登載されていなかった。

当審査会において、事務局を通じて処分庁に確認したところ、土地対策会議等に関する意見回答という名称の行政文書ファイルは、愛知県土地対策会議から稲沢警察署に意見を求められた際の照会文書や回答文書等を保管しているファイルであるが、令和2年においては当該行政文書ファイルに保管すべき行政文書を作成又は取得していないとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ①行政文書ファイル管理簿の登録が  
令和2年土地対策会議等に関する意見回答  
(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 2 . 1 9	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 6 (第 693 回 審査会)	審議
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回 審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 7	答申